(五)　農林水産大臣は、三に定める措置を行うべき者が一の(二)に定める期間内に当該措置を行わないとき、行つても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

(六)　農林水産大臣は、(五)の措置を行つた場合において、その要した費用の額が、三に定める措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行つたとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

○農林水産省告示第九百五十三号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第三条第三項の規定に基づき、補完伐倒駆除を命ずるので、同条第五項の規定に基づき、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成二十八年四月六日

農林水産大臣　森山　裕

一　区域及び期間

(一)　区域

秋田県（能代市並びに山本郡三種町及び八峰町に限る。）内にある松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係書類を林野庁森林整備部研究指導課、秋田県庁、能代市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(二)　期間

平成二十八年四月二十七日から平成二十九年三月二十四日まで

二　森林病害虫等の種類

松くい虫

三　行うべき措置の内容

松くい虫が付着しているおそれがある樹木（枯死しているものに限る。）の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤の散布又は当該樹木の伐倒及び薬剤によるくん蒸をしなければならない。

四　命令をしようとする理由

一の(一)に定める区域及びその周辺の松林において前年度に松くい虫による被害が発生しており、本年度の気象条件からみて、特別伐倒駆除等の措置のみによっては早期に、かつ、徹底的に、当該区域及びその周辺の松林において、松くい虫を駆除し、又はそのまん延を防止する目的を達することができないと認められるため。

五　その他必要な事項

(一)　三に定める措置を行うに当たっては、森林害虫防除員の指示に従わなければならない。

(二)　三に定める措置を行つた者又はその代理人は、当該措置を行つた後速やかに、秋田県知事を経由して、農林水産大臣にその旨を届け出なければならない。ただし、(三)により損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。

(三)　三に定める措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行つた後速やかに、秋田県知事を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。農林水産大臣は、損失補償の申請があつたときは、当該申請をした者が当該措置を行つたかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(四)　農林水産大臣は、三に定める措置を行うべき者が一の(二)に定める期間内に当該措置を行わないとき、行つても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

(五)　農林水産大臣は、(四)の措置を行つた場合において、その要した費用の額が、三に定める措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行つたとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１１３号

滋賀県野洲市小篠原900－１コンフォートフジ102号室、（住民票上の住所）京都府向日市寺戸町北前田18番地の15、（前住所）滋賀県近江八幡市安土町小中196番地１ラ・ヱトワール206号室

債務者　炭火焼肉勘介ごと　坂田　勘治

1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村　美菜
4　破産債権の届出期間　平成28年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年６月13日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１６２３号

東京都品川区西五反田６丁目22－８－105

債務者　須田　淳一

1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　宏平
4　破産債権の届出期間　平成28年４月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年５月26日午後２時
6　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６２６号

東京都国立市東２丁目13―23―501

債務者　高本　憲

1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井浩一郎
4　破産債権の届出期間　平成28年４月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年５月26日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６３４号

東京都練馬区光が丘２丁目７－３―202

債務者　塩谷　操

1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多湖　章
4　破産債権の届出期間　平成28年４月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年５月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６５６号

東京都文京区小日向４丁目４―20―402

債務者　小嶋　美加

1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　貴暁
4　破産債権の届出期間　平成28年４月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年５月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６６２号

千葉県柏市あけぼの４丁目３―23―617

債務者　大井田　朗

1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木　理
4　破産債権の届出期間　平成28年４月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年５月26日午後２時
6　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
東京地方裁判所民事第20部